

県立三郷工業技術高等学校 学校部活動に係る活動方針

(令和6年4月1日改定)

活動の基本方針

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

1 指導体制の整備について

- (1) 各顧問は、年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 管理職は、提出された各種計画及び活動実績を生徒・保護者に公表する。
- (3) 外部指導者等について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。
- (4) 管理職は、適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問や外部指導者等と面談を実施する。

2 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶に向けて、職員研修を実施する。
- (3) 部活動の顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が心肺蘇生法やAED使用の校内研修を受講する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への参加を推進する。
- (7) 部活動の運営費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

3 適切な休養日等の設定について

- (1) 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度とする。
- (2) 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- (3) 休業日等において、大会・コンクール等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (4) 生徒教職員の心身の健康等を考慮し、「ノ一部活動デー」を設定するとともに、定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動を原則禁止する。
- (5) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、一定程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (6) 管理職は、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、可能な範囲で生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- (7) 管理職は、実情に応じて、学校種を越えた合同練習等を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (8) 管理職は、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。